

◆（山本由美子議員） ただいま、議長より発言のお許しをいただきました、公明党議員団の山本由美子でございます。

初めに、新型コロナウイルス感染症が拡大する中、日夜、御尽力いただいています医療従事者の皆様に、心より感謝申し上げます。また、予断を許さぬ感染状況の中、様々な場面で全力で御対応いただいています、市長はじめ職員の皆様に、改めて感謝申し上げます。

それでは、通告に従い、質問をさせていただきます。

まず初めに、流産や死産等を経験した女性への心理社会的支援について、お伺いいたします。

厚生労働省の調査では、2019年に妊娠満12週以降の赤ちゃんを流産または死産した女性は、全国で年間約2万人に上るとされています。大切な赤ちゃんを亡くされた悲しみは計り知れず、身体的な負担だけではなく、その喪失感は数年にわたって続き、さらには自己肯定感を失い、鬱や不安症、心的外傷後ストレス障がい（PTSD）など、メンタルヘルス上の問題との関連が指摘されており、当事者の深い悲しみに寄り添う継続的な切れ目のない支援体制が求められています。

これらのことを踏まえ、令和3年5月31日、各自治体に厚生労働省子ども家庭局母子保健課長より、流産や死産等を経験した女性への支援について、母子保健法における位置づけや活用可能な国の事業等が整理され、地域のニーズなども踏まえながら、適切な施策を講じられるよう、通知が発出されました。今回の通知の中には、流産や死産後に心理的な負担を抱えている方に対し、子どもが出生したことを前提とした母子保健サービスの連絡が市から届くなど、当事者に一層の強い精神的負荷がかかった事例があるとの指摘もあり、地方自治体においては、このような事態を防ぐため、死産届の情報共有を図るようにとされており、本市の現状をお伺いいたします。

◎こども未来部長（阿久根由美子） こども未来部長、お答え申し上げます。

現在、母子保健サービスの通知等につきましては、住民基本台帳と連動した健康管理システムから案内文を作成しています。このことから、出産された保護者に通知を行い、死産等の当事者へは通知を行っておりません。

今後も、当事者の精神的負荷のないよう、発送前に再確認するなど、徹底して取り組んでいきたいと考えております。

以上でございます。

◆（山本由美子議員） ありがとうございます。

本市においては、配慮されているということで、安心いたしました。今後とも、当事者の方に精神的な負荷がかからないように、気をつけていただきたいと思いますので、よろしくお願いたします。

それでは次に、流産、死産などで赤ちゃんを亡くされ、産後、心身のケアが必要であるにもかかわらず、支援の対象から外れているという現状があり、今回の通知には、流産や死産を経験した女性への支援に活用可能な事業が示されていますが、本市における活用可能な事業と、当事者への対応についてお尋ねいたします。

◎こども未来部長（阿久根由美子） 国から通知のありました、「流産や死産を経験した女性等への心理社会的支援等について」における本市の活用可能な事業といたしましては、子育て世代包括支援センター、以降、BComeと言います、事業と産後ケア事業が対象でございます。

B Comeでの相談支援につきましては、現在、出産直前に死産された当事者に対して、職員、助産師でございますが、相談支援をしているケースもあり、妊娠期から顔の見える関係性を築いていたことにより、継続相談につながっているところがございます。流産や死産を経験された当事者が、B Comeの相談支援から産後ケアを希望されるケースは、今のところございませんが、利用者のニーズに沿った必要な支援が提供できるよう、努めてまいります。

◆（山本由美子議員） はい、ありがとうございます。

本市においては、子育て世代包括支援センター事業と、産後ケア事業が活用可能であるということを確認させていただきました。B Comeにおいては、助産師の方が当事者の方に寄り添って支援をいただいているということで、御紹介をいただきました。ありがとうございます。

B Comeは妊娠、出産、育児と、本当に切れ目のない支援の場でありますので、これからも相談の場として、しっかりと周知のほうをしていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

それでは次に、当事者を対象に行われたアンケート調査で、自治体に取り組んでほしいこととして、利用できる制度、自助グループの案内、相談窓口などの情報を知ることができるよう、情報提供体制の整備を求められております。本市では、情報提供体制について、どのように取り組まれているのか、お尋ねいたします。

◎こども未来部長（阿久根由美子） 本市の支援制度につきましては、B Comeにおいて、SNSによる情報発信や個別相談対応を行っております。個別相談対応につきましては、子育て支援課内の全ての保健師、助産師等も行っているところがございます。

また、市民課等への届出時に、B Comeの事業や産後ケア事業の案内等をお渡しすることも有効と考えており、今後は関係課とも連携して、情報提供に努めてまいりたいと考えております。

また、自助グループにつきましては、本市には存在していないため、京都府や市内の産婦人科医院等関係機関と連携を図り、適切な支援ができるよう、努めてまいります。

以上でございます。

◆（山本由美子議員） はい、ありがとうございます。

本市ではSNS、そして個別の相談対応をしてくださっているということで、今後は自助グループの案内や利用できる制度、相談窓口などを、死産届や死亡届を出される市民課の窓口で情報提供していく方法も考えていくと言っていただきましたので、ぜひその方向で進めていただきたいと思います。

そしてあと、言われていたのは、医療機関のほうでも、死産とかいうことで関わっておられますので、そこにも情報のチラシ等も置いていただけたらというお声も聞いておりますので、よろしく願いいたします。

そして、横須賀市のほうでは、ホームページ上の相談というところに、流産や死産を経験された方のお気持ちをお聞きしますという形で、相談窓口につながるように工夫されております。本市としても、情報提供の方法として、ホームページ上でこのように相談窓口がお知らせできるような体制も、整えていただきたいと思いますけれども、この件に関して、いかがでしょうか。

◎こども未来部長（阿久根由美子） 議員からも御提案がありましたけれども、それにつきましても前向きに考えていき、実施していきたいと考えております。

以上でございます。

◆（山本由美子議員） よろしくお願いたします。

それでは次に、先ほど阿久根部長より、本市で支援に活用可能な事業として、子育て世代包括支援センター事業、そして産後ケア事業があるということをお紹介いただきました。加えて国では、産婦健康診査事業も活用可能な事業として挙げられております。この産婦健康診査事業においては、これまで実施要綱に、対象者については産後2週間、産後1カ月など、出産後間もない時期の産婦とするとしか記されておりましたので、支援対象から漏れるということがありました。そこで、令和3年5月31日付で、国の母子保健医療対策総合支援事業実施要綱が一部改正されまして、産婦健康診査事業の対象者として、新たに流産や死産を経験した女性も含まれることが明確化されたところであります。

産婦健康診査事業は、母体の身体的機能の回復や精神状態の把握などを行う健康診査について、費用を助成する支援強化のための事業でありますけれども、本市においては現在、導入には至っておりません。

そこで4点目ですけれども、産婦健康診査事業導入について、府下の状況及び本市の考えについて、お尋ねいたします。

◎こども未来部長（阿久根由美子） 産婦健康診査事業の府下の状況といたしましては、京都市を含めて府下26市町村のうち、19市町村において実施されております。未実施でありますのは、本市を含めまして7市町でございます。

産婦健康診査は、産後鬱の予防や新生児への虐待予防等を図る観点から、産後2週間、産後1カ月の出産間もない時期の産婦に対して実施する健診であり、その重要性が指摘されているところでもございます。

本市といたしましても、産後の初期段階における母子に対する支援の強化や、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援体制の整備には必要と考えており、産婦健康診査事業の導入について検討してまいります。

以上でございます。

◆（山本由美子議員） はい、ありがとうございます。

前向きな御答弁をいただきまして、またしっかりと進めていただきたいと思います。

この産婦健康診査事業は、今、部長のほうからも言っておりましたけれども、産後鬱の予防や、産婦の自殺予防も図られると言われております。また、新生児への虐待予防等を図るための大事な事業ですので、ぜひ前向きに、できるだけ早い時期に導入いただきますようお願いいたします。

それでは最後、5点目です。

赤ちゃんを亡くされた状況は、1人1人それぞれ異なり、多様なニーズに沿えるよう、相談支援体制のより一層の充実を図る必要があると考えますが、御見解をお聞かせください。

◎こども未来部長（阿久根由美子） 流産や死産を経験された女性への支援を含め、妊産婦へのメンタルヘルスに対する支援の必要性など、従来の母子保健が担ってきた役割やその範囲は年々拡大し、

複雑化、多様化しております。また、保健師等専門職に求められる能力につきましても、専門化、高度化しております。

近年の母子保健の課題を踏まえた職員のスキルアップや人材育成、さらには人材の確保も必要であると考えております。今後も支援に向けた研修等の情報収集を行い、積極的に研修への参加を行い、相談支援業務のさらなる充実を図ってまいります。

以上でございます。

◆（山本由美子議員） 職員の方のスキルアップを図るための研修や講座等が、今後、国のほうからおりにくるかと思っておりますので、できるだけ積極的に受講していただきまして、当事者に寄り添った切れ目のない支援体制を築かれることを要望いたします。よろしくお願いいたします。

それでは次に、デジタル活用支援についてお尋ねいたします。

国においては、令和2年12月25日に閣議決定された、デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針に、デジタル社会のビジョンとして、デジタルの活用により1人1人のニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実感できる社会を掲げており、これにより、誰1人取り残さない、人に優しいデジタル化を進めていくこととしています。9月1日には、デジタル庁も発足し、社会全体のデジタル化が進められる中、デジタル技術を使いこなせる方と、そうではない方のデジタル格差解消の取組が重要であると考えます。

そこでまず、本市の高齢化の現状及びデジタル格差への課題認識について、お聞かせください。

◎市長（桂川孝裕） 山本議員の御質問にお答えいたします。

令和3年7月における本市の65歳以上の人口は2万6,729人で、高齢化率は30.48%となり、令和2年度と比較して高齢化が進行している状況であり、高齢者の30%の方はスマートフォンを所有しておられないという、全国的なデータもあるところでございます。

社会的なデジタル化の潮流の中ではありますが、デジタルトランスフォーメーションは、全ての人の生活をあらゆる意味でよくしていくためのもので、誰1人として取り残さない取組とすることが肝要と考えております。

高齢者を含め、市民の中には情報通信技術の利用が得意でない方も当然おられます。デジタル格差が生活の不自由さにつながらないように、本市としても格差の解消に努めてまいりたいと考えているところでございます。

◆（山本由美子議員） はい、ありがとうございました。

今、高齢化の現状、また、デジタル格差への認識ということでお答えいただきました。

民間調査会社が、60歳から79歳の男女1万人を対象に、昨年7月に行った調査によりますと、モバイル端末、携帯電話を所有している割合は92.9%、そのうちスマートフォンの所有率は77%となっております。スマートフォンの所有率は年々増加傾向にはありますけれども、活用できるかどうかということが重要になってまいります。

今回の新型コロナワクチン接種のインターネット予約も、ひとり暮らしの高齢者の方や高齢者世帯では、スマートフォンを持っていない、また持っても操作の仕方が分からないということで、混雑してつながらない電話で予約が取れるかどうか、不安を感じていた方も少なくありません。

また、本市では、LINEで情報発信をしてくださっておりますけれども、アプリやQRコードの取り方が分からないということで、情報を得ることができていない方も少なくありません。

誰もがデジタル化の恩恵を受けられる社会を目指すため、国においては、本年6月より、高齢者をはじめデジタル活用に不安のある人を対象に、スマートフォンによる行政手続などに関する講座を実施する、デジタル活用支援推進事業が開始されています。この事業は、携帯キャリアが携帯ショップでスマホ講座を実施する全国展開型と、社会福祉協議会やシルバー人材センターなどが地方公共団体と連携して、公民館などの公共的な場所でスマホ講座を実施する地域連携型の2つに分類されております。市が実施主体になる事業ではありませんけれども、全国展開型においては、地方公共団体等から支援員の派遣を依頼された場合には、可能な範囲で対応することも想定されておりますので、ぜひこの事業を活用し、デジタル格差解消に取り組んでいただきたいと思うのですけれども、お考えはいかがでしょうか。

◎市長（桂川孝裕） 総務省で今年度取り組まれているデジタル活用支援推進事業は、携帯事業者による全国展開型と、類型Aとありますが、地元ICT企業等が地方公共団体と連携して実施する地域展開型、類型Bと申しますけれども、この2パターンがあるということに、議員からも今お話があったと思います。うち、95%は、携帯事業者が主体となる類型Aによる想定となっているところでございます。

当該事業においては、地方公共団体が直接実施するという趣旨ではないため、本市においては、当該事業を補完するものとして、携帯事業者と連携を図り、市民を対象としたスマホ体験教室の実施を企画しているところでございます。当該事業を推進することによって、市民ニーズを踏まえながら、デジタル格差解消に取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

◆（山本由美子議員） ありがとうございます。

国の事業を補完する形で、携帯会社と連携を図ってスマホ体験教室を開催していくということで御答弁いただいたのですけれども、どのような計画をお持ちなのか、今答えていただける範囲でお示しいただきたいと思います。

◎市長（桂川孝裕） 現在企画しておりますスマホ体験教室については、スマートフォンをまだお持ちでない方を対象に、10月22日、金曜日を第1回目として、市内3か所の公共施設、市役所、交流会館、文化センターにおいて、複数回を実施していく予定といたしております。

なお、市が主催しますので、携帯使用の有無や、利用会社などということは問わないことしております。

協力事業者であるNTTドコモ及びソフトバンクから、1人1台のスマートフォン端末を貸し出していただき、基本操作を楽しく体験していただく内容を予定しているところでございます。詳細な日程及び募集については、広報かめおか10月号に掲載し、募集する予定としております。

◆（山本由美子議員） ありがとうございます。

広報かめおかのほうで周知していただけたということでしたので、幅広く周知、広報をしていただいて、多くの方に御参加いただけたらと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは次に、デジタル活用支援の取組を進めるためには、支援する人、教える側の人が必要であります。国の事業で講師を務めるデジタル活用支援員の派遣や、大学生などの若い世代、また講習会に参加した高齢者などを含め、デジタル活用を支援する人材確保について、本市の考えをお聞かせください。

◎市長（桂川孝裕） 本市では、大手携帯事業者の店舗が複数所在しておりまして、総務省のデジタル活用支援推進事業も行われているところでございます。また、各店舗には、スマートフォン活用に関するプロフェッショナルであるスマホアドバイザーが配置されていると伺っているところでございます。

現在、企画をしていますスマホ体験教室では、協力事業者であるNTTドコモ及びソフトバンクから、講師としてスマホアドバイザーを派遣いただくことになっており、受講者には、プロによる支援を受けていただける予定となっているところでございます。

行政でしかできないことと、民間が得意としているものがあると考えておりますので、行政が行政でしかできないことを注力するためにも、本事業については、民間の力を活用させていただくこととし、効果的にデジタル格差の解消を図ってまいりたいと考えているところでございます。

◆（山本由美子議員） はい、ありがとうございます。

それでは次に、本市が実施を予定している事業に加え、市独自の取組として、行政手続やマイナンバーカードの申請方法など、スマートフォンの使い方を学ぶことを目的に、出前講座としてより身近な場所で開催できないか、お尋ねいたします。

◎市長（桂川孝裕） さきにも答弁いたしました。市民向けスマホ体験教室は、これまでスマートフォンに触れられたことのない方や、使い方が分からない方を対象としております。講師を務めていただく携帯事業者の各店舗では、スマートフォンによる行政手続やマイナンバーカードの申請方法等の応用講座も、総務省事業として実施されているとお聞きしております。市で実施します体験教室を契機に、店舗での教室への参加も検討いただければと考えております。その辺について、しっかりとPRしていければと思っております。

また、現在企画しておりますスマホ体験教室については、市役所だけではなく、先ほど言いましたように、東部地域や西部地域の公共施設を活用して実施することも予定しているということでもありますので、より身近な場所で開催することによって、多くの市民の方に参加いただければと考えているところでございます。

◆（山本由美子議員） 今回のスマホ体験教室に参加された方が、まだもう少しスマホを学びたいと思ったときには、この全国展開型で国の事業をされているスマホショップのほうにつないでいくというようなお考えということで認識したらよろしいでしょうか。はい、ありがとうございます。

そうしましたら、私は出前講座ということはどうですかと質問させていただいたのですけれども、出前講座のほうは今のところ考えていないということでしょうか。

◎市長（桂川孝裕） 今の携帯事業者に出前講座というのはいけませんので、亀岡市として、今後なるべく進めていければと思っておりますので、これは予算を伴いますので、現段階ではまだ予算を取っておりませんから、今後そういう方向性の中で、また議会で御提案したいと思います。

◆（山本由美子議員） はい、ありがとうございます。

いろいろな形で、また出前講座のほうを考えていただきたいと思うのですけれども、私が思っていましたのは、例えば本市では、今年度から亀岡市出前タウンミーティングの実施については、市民の皆様から知りたい、聞きたいと思うことをリクエストしていただいて、担当課の職員の方が、地域やグループの会合に出向くという形をとられています。ですので、今後、そういうスマートフォンを学びたいというお声に、行政が少し手助けするという形で出前講座をしていただけたらと思っていたのですけれども、そういうことも今後は考えられるということによろしいですか。

◎市長（桂川孝裕） 議員御指摘のとおりだと思っております。

◆（山本由美子議員） はい、ありがとうございます。よろしく願いいたします。

それでは最後、5点目です。

誰1人取り残さない、この実現には、国の事業だけでは達成できるものではなく、各地域の実情やニーズを適時適切に把握する中で、様々な地域の担い手による支援の取組が必要であると考えますが、御見解をお伺いいたします。

◎市長（桂川孝裕） デジタル格差の解消に向けて、スマートフォン体験教室の申込状況や参加者へのアンケートにより、市民ニーズの把握に努めてまいりたいと考えているところでございます。

総務省のデジタル活用支援推進事業は、5カ年の計画となっており、5年をかけて国民的運動に発展させていくということになっておりますので、まずは本市におけるスマホ体験教室の充実を図ってまいりたいと思っておりますし、先ほど議員から御指摘があったような出前講座も積極的に進めていければと考えております。

国において、この9月1日にデジタル庁が発足し、国を挙げてのデジタル化が本格的に動き出しました。デジタル化の推進に当たっては、住民に身近な行政を行う市町村に大きな役割が求められていると感じております。本市におきましても、今年度から開始した情報化推進計画により、行政のデジタルトランスフォーメーションを推進しているところでありますが、今後はその姿勢をより明確にするため、亀岡市デジタルファースト宣言を行うことを検討しているところでございます。

社会全体がデジタル化へかじを切る中で、市民サービスをはじめとする重点分野において、市民に寄り添いながら、強力でデジタル化を推進していきたいと考えております。それによって市民サービスの向上、また職員のより効率ある仕事振りが実現できるように、まさにイノベーションを起こしていきたいと考えております。

以上でございます。

◆（山本由美子議員） 今の御答弁の中で、亀岡市デジタルファースト宣言を行っていくということで、言っていただきました。デジタル格差解消へ向けての取組がさらに進むのではないかと期待しておりますので、よろしく願いいたします。

そして最後の質問ですけれども、市長のほうから答弁をいただきましたけれども、国は令和3年度から令和7年度の5年間で全体構想を作っておられるのですけれども、その構想の中で、デジタル活用支援を国民運動としていこうということで、先ほど御紹介いただいたのですけれども、幅広い取組として進めていくということです。ですので、先ほどスマホ体験教室とってくださったのですけれども、1回だけということはないのですけれども、その講座でもう終わりということであれば、操作の仕方も忘れてしまったりしますので、継続的にスマホに触れる機会というのを、しっかりと作っていただきたいと、それも身近なところで、ぜひお願いしたいと思います。

今、通いの場ということで、介護のほうではされていますけれども、それと同じように、デジタルカフェという形で、そこに寄って、スマホの使い方を学んでいくという取組を、あちらこちらで作って、国民運動につなげていければと思っていますので、よろしく願いいたします。

コロナ禍で、デジタル化の遅れが浮き彫りとなり、9月1日に発足しましたデジタル庁は、全ての行政手続がスマートフォンで60秒以内に完結することを目指しておりますが、誰もがデジタル化の利便性を実感できることが重要であると思っております。身近なところで支援を行う体制づくりに今後も努めていただきますよう、お願いいたします。

それでは最後に、男女共同参画の視点からの防災・復興について、お伺いいたします。

近年、自然災害が激甚化、頻発化する中、阪神・淡路大震災や東日本大震災など、過去の災害での経験から、防災・復興分野における男女共同参画の視点の重要性が指摘されております。東日本大震災時に女性が抱えた困難事例として、「市の窓口には女性担当がおらず、支援物資の生理用品を受け取りに行くのが恥ずかしかった」という声や、「DVで調停中の夫が避難所に探しに来て落ち着かなかった」との声、「避難所で夜になると男の人が毛布の中に入ってきたが、周りの人に見て見ぬふりをされて助けてもらえなかった」などの事例もあったそうです。ほかにも着替えや授乳のスペースがなかったり、プライバシーが確保されていないなど、女性への配慮に欠けていることが問題とされ、それを機に、災害対策に女性の視点を反映する体制が求められてきました。

国の第5次男女共同参画基本計画では、市町村防災会議の女性委員の割合をなるべく早く15%とし、2025年までに30%を目指すことが掲げられておりますが、市町村防災会議での女性委員比率は平均8.8%と、女性委員が極めて少ないのが現状です。

そこで、防災会議における女性委員参画の現状と本市の考えについて、お聞かせください。

◎副市長（石野茂） 副市長、お答えいたします。

防災会議についてでございますけれども、本市の防災会議は、現在38名の委員で構成いたしております。38名のうち5人が女性委員でございます。

これをどう考えるかということでございますが、議員から、国の目標の提示がございましたけれども、市においても今年3月に策定いたしました、市の男女共同参画計画ゆう・あいプランでは、審議会等の女性委員の比率を令和12年度、9年後ですけれども、50%にするという目標を掲げているところでございます。このことを思いますと、今の現状は非常に厳しいと受け止めているところでございます。

同時に、災害対応におきましては、議員からございましたように、備蓄物資の問題、あるいは被災者への対応、避難所の運営、こういった平常時、災害時を問わず、災害対応として女性の視点が大変重要であると考えておまして、今後、防災会議委員の女性比率の引上げに真剣に取り組んでいかなくてはいけないと考えております。

以上でございます。

◆（山本由美子議員） ありがとうございます。

女性の比率が高い自治体では、やはり様々な工夫をされております。防災会議の委員構成は、通常条例で定められておりますけれども、この構成メンバーの中で、副市長、教育長とか固定化されているところはもう動かせない部分があるのですけれども、市長が委嘱される方については、女性の参画の意義などをお伝えしながら、その企業や団体に、女性委員の参画に対して御理解、御協力をお願いする中で、女性の比率を高めていると紹介しておられました。

亀岡市も先ほど、副市長のほうから、これから女性の割合を高めていく努力をしていくと言っていたいただきましたけれども、これまでも取組について、何かされたことがありましたら、お聞かせいただきたいと思います。

◎副市長（石野茂） 今、議員からありましたように、防災会議の構成メンバーに関しましては、条例で1号から8号まで、それぞれ委員が分野ごとに定められております。その中には、当て職で定められているものが非常に多いわけでございますけれども、そうでない部分もありまして、そういう部分に関しては、できるだけ女性の委員を任命できるように、関係団体等にも要請しながら、取り組んできているところでございます。

以上でございます。

◆（山本由美子議員） ありがとうございます。

それでは次に、2017年、東京大学社会科学研究所の調査から、防災担当部局と男女共同参画担当部局が連携されている場合には、避難所運営に女性が参画し、女性の意見が反映されやすくなることや、避難所開設時に女性の視点に配慮したスペースの確保ができていないことなどが挙げられております。

そこで2点目ですけれども、平常時から防災担当と男女共同参画担当が連携、協働することが重要であると考えますが、御見解をお伺いいたします。

◎副市長（石野茂） その点に関しましては、議員おっしゃるとおりでございます。災害時はもとより、平常時においても、先ほど申し上げましたように、災害物資の備蓄であるとか、あるいは市民への啓発活動、あるいは避難所の運営といったいろいろな分野で女性の視点は重要でございます。議員御指摘のとおり、防災対策において、防災担当と男女共同参画の連携をより強化していくように努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

◆（山本由美子議員） ありがとうございます。

6月議会で質問しました生理の貧困について、防災備蓄を利用できたらと思いき取りに行ったところ、10年たってましたので、それを活用することはできませんでした。今回新たに備蓄するにあたり、男女共同参画推進係の方が、いろいろな生理用品には、大きさ、形いろいろあるということや、あと1日どのぐらい必要ななども防災・危機管理係に助言されたことで、充実した備蓄につながった

とお聞きしておりますので、そういうふだんからの連携というのは大事だと、改めて感じたところで、今後とも連携体制を図っていただきますようよろしくお願いいたします。

それでは次に、先ほど防災会議における女性委員の割合を高めていくことについて質問いたしましたが自主防災組織においても、女性の参画を促進するとともに、女性リーダーの育成を図ることも重要であると考えます。自主防災組織への女性の参画についての現状と取組について、お伺いいたします。

◎副市長（石野茂） 自主防災組織についてでございますけれども、現状について、正確な把握はできていないのですけれども、役員構成を見ますと、男性がほとんどを占めているというのが現状ではないかと認識いたしております。

自主防災組織の役員の選出につきましては、自治会役員の兼務であったり、あるいは地域における互選など地域の事情に応じて、それぞれのやり方で決められているというのが今の状況でございます。

こうしたことから、今後、地域の研修会、あるいは出前講座等におきましても、女性の視点を踏まえた防災対策が大切であるということをしっかりと認識していただけるように、まずは啓発周知を図っていかなくてはいけないと考えております。その意味では、既に保津町や馬路町自治会と市が共催で開催しております。ゆう・あい地域講座では、男女共同参画による防災・減災対策をテーマとした学習会等が行われているということで、これはもう以前、山本議員のほうから本会議で御提案があった取組だと伺っておりますが、そういう学習会が持たれておまして、こうした取組をさらに広げていくという取組を強化していかなくてはいけないと考えております。

以上でございます。

◆（山本由美子議員） 自主防災組織に女性が参画していただいて、意見を述べていただくということは、年齢、性別にかかわらず、お互いを尊重し助け合うことにつながると思っておりますし、そのことで地域の防災力の向上につながるのではないかと考えています。今、副市長のほうから答弁いただきましたが、女性の参画、また男女共同参画の視点による避難所運営の必要性などについても、出前講座を既にやっただいていてということをお聞きしましたので、今後も継続してお取組いただきますよう、よろしくお願いいたします。

それでは次に4点目です。

令和2年5月に国が作成した、「災害対応力を強化する女性の視点～男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン～」には平常時の備え、災害時の初動、避難生活、さらに復旧・復興対策のそれぞれの場面において取り組むべき事項などが書かれております。また、ガイドラインの中身が理解しやすいように、動画による教材として、本年5月には「災害対応力を強化する女性の視点実践的学習プログラム」も用意されました。これらの活用について、どのように考えておられるのか、お尋ねいたします。

◎副市長（石野茂） 国のガイドラインについてでございますけれども、内閣府の男女共同参画局が策定いたしましたガイドラインは、女性と男性が災害から受ける影響の違いというものに配慮しながら、女性の視点からの災害対応が、防災や減災、あるいは災害に強い社会づくりにとって必要不可欠であるという観点に立って、基本方針や具体的に取り組む事項を示しております。

議員からもございましたが、その啓発や研修用の教材として作成されたのが、「実践的学習プログラム」というものだとして認識いたしております、市としてはこうしたガイドラインやプログラムといったものを有効に活用するために、先ほど述べました、ゆう・あい地域講座をはじめとして、各自治会や地域ごとの防災研修などに幅広く活用いたしまして、地域への浸透を図っていきたくて考えております。

以上でございます。

◆（山本由美子議員） はい、ありがとうございます。

ぜひ研修等で御活用いただきたいと思っております。

それでは次に、5点目です。

令和3年5月に、国の防災基本計画が修正され、男女共同参画の視点から、地方公共団体が地方防災会議の委員に占める女性の割合を高めるよう取り組むことや、避難所における性暴力やDVの発生を防止することなどが新たに盛り込まれたことを踏まえ、市の地域防災計画へどのように反映し、取り組んでいくのか、お尋ねいたします。

◎副市長（石野茂） 国の防災基本計画でございますけれども、本年5月の修正では、今、ございましたように、女性の視点を踏まえた防災対策というものも大きな柱でございますし、それと併せまして、避難勧告と避難指示を避難指示に一本化する、あるいは要支援者の個別避難計画を策定していく、また、避難所における感染症対策やコロナの自宅療養者に対する情報共有をしていく、こういったいろいろな項目が含まれておまして、私どももこの修正を受けまして、現在、市の地域防災計画の修正を進めているところでございます。

今後、京都府をはじめとして関係機関との協議を経まして、来年2月の防災会議で審議決定をいただきまして、市としてもこの新しい項目も含めまして、新しい課題に積極的に取り組んでいきたいと考えております。

以上でございます。

◆（山本由美子議員） はい、ありがとうございます。

それでは最後、6点目です。

防災士の資格を持つ市民に、地域の防災活動に参画していただくことは、地域の防災力を高めることにつながると考えられます。万が一の災害に備えて、少しでも防災の知識を深めたい、実際の災害時に役に立ちたいなどの理由から、防災士資格を取得する方の人数は年々増加傾向にあり、今年8月末時点で、防災士の資格を認証された方は全国で21万3,718人となっております。防災士の資格取得に補助金制度を導入する考えはないか、お尋ねいたします。

◎副市長（石野茂） 防災士についてでございますけれども、この防災士制度というのは、阪神・淡路大震災の教訓を踏まえて、NPO法人日本防災士機構が創設した民間の資格でございます。防災士は、防災に関するいろいろな知識を習得いたしまして、地域の防災活動のリーダーとしての役割が期待されるところでございます。

しかし一方で、この資格の取得には、講座の受講等に総額で約6万円の費用がかかると言われており、他の自治体でも助成の動きが始まっているところでございます。

亀岡市としましても、女性を含めまして、地域防災のリーダーを育成していくという観点から、補助制度の創設に向けて、積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

◆（山本由美子議員） 防災士の資格取得に対して、補助金制度も前向きに取り組んでいただけるという答弁をいただきました。ありがとうございます。

過去の教訓を生かしながら、男女共同参画の視点に立った防災の取組をさらに進めていただくことを要望いたしまして、全ての質問を終了いたします。ありがとうございました。